

大阪府立中央図書館自動販売機設置事業者募集要項

大阪府立中央図書館（以下「図書館」という。）が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件

(1) 自動販売機本体

物件 番号	所 在 地	設置場所	外形寸法		最低使用料 (税抜き/年額)
			幅	奥行き	
A	東大阪市荒本北 一丁目2番1号	【新設/屋外】 大阪府立中央図書館 東側出入口付近	1.40m以内	0.75m以内	57,000円
B	東大阪市荒本北 一丁目2番1号	【新設/屋外】 大阪府立中央図書館 東側出入口付近	1.40m以内	0.75m以内	
C	東大阪市荒本北 一丁目2番1号	【新設/屋外】 大阪府立中央図書館 正面出入口北側	1.40m以内	0.75m以内	

※物件番号C付近には、点字ブロックを敷設しているのので、物件設置の際は、点字ブロックを妨げないよう留意すること。

(2) 設置する自動販売機

次の要件を満たす自動販売機本体を図書館敷地内に3台設置すること。

- ① 当該自動販売機については、キャッシュレス決済型（現金併用）自動販売機とすること。
仕様については、自動販売機に装備された端末機に各種カードやQRコード等をかざすことで決済可能な各種電子マネー（交通系を含む）を5種類以上利用できる機能を有すること。
- ② 当該自動販売機は、災害対応型自動販売機（フリーベンド）とすること。（フリーベンドの仕様については、メーカー標準仕様とする。）
設置事業者は、災害時に避難者等に対し、災害対応型自動販売機内の在庫飲料を無償で提供することとし、図書館から要請があった場合に協力するものとする。
なお、在庫飲料の提供に必要な鍵の受け渡しの有無等、詳細については別途図書館と協定等を締結していただきます。（無償提供の対象となる「災害時」とは、設置場所である東大阪市内において、震度6弱以上の地震又は同等以上の災害が発生し、大阪府に災害対策本部が設置された場合を想定しています。）
また、飲料の購入者等が、「災害対応型自動販売機であること」を認識できるよう表示等を工夫すること。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が設置事業者に応募することができます。

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア. 成年被後見人
 - イ. 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ. 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ. 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ. 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ. 破産者で復権を得ない者

- キ. 大阪府の指名停止措置を受けている者又は大阪府の指名停止要綱に該当する行為を行った者又は不利益処分（違法又は不適当な行為によるものである場合に限る。）を受けている者
- (2) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
 - ア. 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなく大阪府との契約を履行しなかった者
 - カ. 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 公募条件

自動販売機3台分を一括して公募します。

ア. 使用許可の期間

使用許可の期間は令和6年8月8日から令和7年3月31日とします。令和7年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初図書館が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年毎に申請を行うことにより、最長、令和11年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと図書館が判断した場合に限ります。

また、物件番号A及びBについては、令和6年8月1日から供用開始を予定している地上駐車場出入口付近に設置のため、工事の進捗により、設置可能時期が遅れる場合があります。

イ. 使用料

図書館が設定する最低使用料以上で申込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き）に、消費税相当額を加えた額をもって年額使用料とします。

年額使用料は、年度ごとに図書館の発する納入通知書により、使用開始前又は許可年度開始前の図書館が指定する期限までに全額納入してください。

なお、令和6年度分については、1年に満たないため、日割り計算にて使用料を算出します。

ウ. その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、自動販売機に必要な電気使用料は、全額を設置事業者の負担とし、月ごとに中央図書館指定管理者が指定する方法により、指定する期日までに当該月分を全額支払ってください。電気使用料は、法に則った検定付きで有効期限内の電力量計を設置事業者負担で設置することとし、指示値により計測した電気使用量分とします。

エ. 設置方法等

自動販売機は、設置位置図に示した場所に、外形寸法を超えないものを設置してください。また、日本工業規格自動販売機据付基準（JIS B 8562-1996）及び日本自動販売機工業会発行「自動販売機据付基準マニュアル」等に従って、自動販売機設置に熟知した者の監督指導のもと、十分な耐震・転倒防止対策を行い、安全に設置してください。

また、基礎（置き基礎）については、設置事業者の負担で手配してください。

据付方法を原因とする事故が発生した場合の責任は、すべて設置事業者にあるものとします。

電源配管等の施工は、第1種電気工事士の有資格者が行うものとします。工事の実施前に日時及び施工者等を記載した作業連絡書を作成・提出の上、図書館の了解を得てください。

自動販売機の搬入経路については担当者と事前に調整のうえ搬入してください。

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

7. 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付すること。
- イ. 売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、図書館の指示に従うこと。
- ウ. 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- エ. 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類の缶又はペットボトルなど密閉式の容器入りの清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、標準小売価格を上回る価格で販売しないこと。

次のことを遵守してください。

7. 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- イ. 原則として清涼飲料水の自動販売機に併設して、販売する飲料の容器（缶・ビン・ペットボトル等）の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で周辺の衛生環境を乱すことなく、適時、適切に回収・リサイクルすること。なお、回収ボックスの設置面積は使用料に参入しませんが、強風による十分な転倒防止対策を行ってください。
- ウ. 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- エ. 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- オ. 自動販売機設置にあたり、敷地排水口付近など、保守管理に支障のないよう設置することとし、不明な点は事前に協議すること。
- カ. 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- キ. 図書館内保守修繕工事などにより停電を行うことがあります。この間は商品の販売はできません。また、停電により発生した自動販売機の故障や商品の補償などもできません。
(停電実施例：年1回法定停電作業、施設工事に伴う停電、維持管理上の停電点検、事故などによる停電など。)
- ク. 災害、盗難、その他事案等において生じた故障・損失などにおいて、自動販売機、保管金銭類、商品類の補償はできません。

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに設置事業者負担で、原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を図書館に請求することができません。

(5) 指定管理者との協議

設置事業者は次の項目について、指定管理者と必要に応じて協議し、その指示に従ってください。

- ア. 維持管理等について（清掃等の一時対応）
- イ. 回収ボックスから溢れた場合の処理について
- ウ. 自動販売機利用者からのクレーム、トラブル
- エ. その他協議が必要な事項について

4 参考データ

- (1) 中央図書館来館者数（令和5年度1日平均） 1, 505人
(2) 〃 勤務者数（令和6年6月現在） 約150名
(3) 既存（館内）の自動販売機の売上実績（設置事業者の申告による。）

設置フロア	台数	令和5年度の売上額	備 考
地下1階	1台	271,910円	荷捌き室前
1階	4台※	3,364,850円	東側出入口横 国際児童文学館前、木もれ日スペース
2階	1台	159,400円	リフレッシュルーム
3階	1台	684,160円	屋上庭園前

※R6.4からは、1階の自動販売機設置台数は、3台に変更。

5 応募申込手続き

(1) 応募申込方法

- ・郵送で申し込む場合（配達証明又は簡易書留とすること）
受付期間 令和6年6月20日（木）～令和6年7月4日（木）必着
送付先 〒577-0011
東大阪市荒本北1丁目2番1号
大阪府立中央図書館 総務企画課
- ・持参する場合
受付期間 令和6年6月20日（木）～令和6年7月4日（木）
【午前9時～正午、午後1時～午後5時】
なお、休館日のため、月曜日は受付を行いません。
提出先 送付先と同じ

(2) 必要な書類（各1部）

- 応募申込書（大阪府所定様式）
- 誓約書1・2（大阪府所定様式）
- 販売品目（大阪府所定様式）
- 参考資料（設置を希望する自動販売機のカタログ（寸法のわかるもの）、空き缶、ペットボトル等の回収処理方法について記載した書面）

(3) 質問書

- 受付期間 令和6年6月21日（金）～令和6年6月25日（火）
【午前9時～正午、午後1時～午後5時】
- 提出方法 質問書（図書館指定）により、受付期間内に上記送付先あてに持参・電子メール(chuotosho@sbox.pref.osaka.lg.jp)の何れかの方法で提出してください。
- 質問に対する回答 令和6年6月28日（金）に質問をいただいた全員にメールで回答します。

(4) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付や質問には応じません。

6 設置事業者の決定

- 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- 公募物件に対し、図書館が設定する最低使用料以上の金額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。また、販売品目の売値（値下げ）等は、審査の対象としません。

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の決定は、令和6年7月中旬の予定です。設置事業者の決定後、応募者に決定金額及び決定した設置事業者名を通知するとともに、大阪府ホームページに決定者の応募価格(税抜き)、決定年額使用料(税込)及び設置事業者の氏名(法人の場合は法人名)を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、令和6年7月23日(火)までに、次の行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「2 応募資格要件」(6)に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書(「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3か月以内のものに限る。)を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- ア. 行政財産使用許可申請書(大阪府所定様式)
- イ. 設置場所の図面
- ウ. 設置する自動販売機のカatalog(寸法、消費電力のわかるもの)
- エ. 証明書類(発行日から3か月以内のもの)
 - ＜法人の場合＞…法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書、委任状
 - ＜個人の場合＞…印鑑証明書(市役所(町村役場)発行のもの)
- オ. 自動販売機の管理関係証明書(大阪府所定様式)
- カ. 自動販売機の設置管理・商品補充等を行う者が設置事業者(応募者)と異なる場合は、当該業務に関して両者間で締結された委託契約書又は協定書等の写し
- キ. 自動販売機設置日時等連絡票(大阪府所定様式)

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府立中央図書館総務企画課

[所在地] 東大阪市荒本北1丁目2番1号

[代表電話] 06-6745-0170(内線) 251

[電子メール] chuotosho@sbox.pref.osaka.lg.jp